

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

『湯沢市 森・水づくり再生計画』

2. 地域再生計画の作成主体の名称

- ・秋田県
- ・湯沢市

3. 地域再生計画の区域

湯沢市の全域

4. 地域再生計画の目標

湯沢市は、平成 17 年 3 月 22 日に隣接する湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村の 4 市町村が合併を行い新市として誕生した。本計画は、湯沢市の全域を対象として立案するものである。

本市は、人口 56,923 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）であり、秋田県の南東部に位置し、東方に奥羽山脈、西方には出羽丘陵があり、冬季には山間部で積雪 3.0m を超える豪雪地域である。また、総面積(79,072ha)の 80% にあたる 63,457ha が森林であり、農業・林業を中心に森林から発する良質な水と農産品・林産品を使用した酒造業・稲庭うどん・漆器等の全国的にも有名な地場産業、精密電子部品産業で発展した小都市である。また、本市には、秋田県最大河川である雄物川や皆瀬川が流れており、温泉地とあわせ山女、鮎釣り、中でも溪流釣りは特に有名な地域となっている。古くは日本一の産出量を誇った院内銀山や、秋田美人の誉れ高い『小野小町』の誕生地として知られた地域でもある。

しかしながら、近年低迷の続く林業の中で経営者の高齢化、担い手不足により、山林の荒廃が進み、良質な水源の保全もままならない状況にあり、他産業への悪影響も危惧されている。また、生活様式の変化により、地域水路や河川の汚濁が進み、住環境悪化の要因となっている。このため、林業の担い手を育成し継続的に森林施業が行えるよう基盤整備、施業労働力の軽減・省力化等の条件を調べるとともに、清流の回復を図るため、住環境を整備することが課題となっている。

本計画は、森林基幹林道及びそれに連絡する市町村道の改良を実施することで、森林施業の効率化を図り、担い手の確保と造林意欲の向上を促し、本市の基幹産業である林業の振興、再生を目指す。また、美しい森を復活

させるとともに、周辺観光施設の整備事業と連携を図りながら、森林保全事業を展開し『親しみの森』を構築し、林業以外の人達へも“憩いの場・保養の場”を提供することで、更なる集客を図る。

加えて、汚水処理施設の整備により、若者や高齢者が文化的で安心して暮らせる住環境をつくりだし、水質保全に取り組むことで、地場産業である酒造業の振興を促すとともに、秋田県版レッドデータブックの絶滅危惧種に指定されているイバラトミヨやアカザ、スナヤツメ等の淡水魚の生息域を確保し、貴重な生物を観察できる見学ツアーの開催や地場産業の製造体験等を企画することにより観光客の増加を図り『清流と匠の里』として活力溢れる街の再生を図る。

以上のように、森と水の保全を図ることで、基幹産業である林業の振興を図り、同時に、良質な自然環境を確保することで、地域産業の活性化を目指す。

(目標 1) 森林施業地区から作業基地までの移動時間 10 分の短縮

(目標 2) 汚水処理人口普及率 27%を 57%に向上

(目標 3) 観光人口の 5%増

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

旧湯沢市地区では、森林基幹林道である山院線の急勾配区間の舗装を実施し、連絡する林地へのアクセス強化による森林施業の促進と、沿線に隣接する観光ダリア園・栗園の周辺で景観上重要且つ酒造りに良質な水源となっている鉦打沢川の源流にある松林の保全活動を効率化させる。また、市道 環状 1 号線の無歩道・狭隘区間の改良を実施することにより上記施業の実施基地である雄勝広域森林組合・製材所・木材市場等と当該地区及び湯沢市全域の森林地域への連絡を強化し、通学路等の安全確保も向上させ林業施業全体の効率化を図るとともに地域間の連絡も強化する。加えて、生活排水を処理するため集落が点在する山間地域においては、合併処理浄化槽事業（個人設置型）を実施し現在普及率は約 60%であるが、計画期間中に 80%まで向上させる。

旧稲川町地区では、合併処理浄化槽事業（市町村設置型）を平成 14 年度から着手し、現在普及率は約 25%となっている。また、稲川地区においては公共下水道事業を平成 15 年度に事業認可を受け、同年度事業に着手、平成 18 年度の一部供用を目指し管渠整備とともに終末処理場の工事

にも着手しており、この計画期間において両事業を推進し、地区全体の完了を図る。

旧雄勝町地区では、現在の普及率は約7%で、本地域は地形的に山間地域が多く短期間に地区全体を整備することが困難な状況にある。雄物川最上流の院内地域においては、公共下水道事業の事業認可を平成16年度に受け、同年度より事業着手し、それ以外の地域については合併処理浄化槽事業（個人設置型）を推進している。計画期間に院内地域の終末処理場の完成を図り一部供用開始する。

旧皆瀬村地区では、集落が点在し生活排水を集合処理することが困難な地域について、平成11年度から合併処理浄化槽事業（市町村設置型）事業を開始し、現在の普及率は約54%であり、計画期間内に70%まで向上させる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-2-1 道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・林道（湯沢地区）、湯沢市
- ・市道（湯沢地区）、湯沢市

[事業期間]

- ・林道（平成17年度～平成21年度）
- ・市道（平成19年度～平成21年度）

[整備量及び事業費]

- ・林道 2.0 km、市道 0.4 km
- ・総事業費 135,000 千円
 - 林道 70,000 千円（うち、交付金 35,000 千円）
 - 市道 65,000 千円（うち、交付金 32,500 千円）

5-2-2 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

- ・公共下水道 稲川地区

大谷処理区・・・平成14年3月に事業認可

稲川処理区・・・平成15年4月に事業認可

雄勝地区

院内処理区・・・平成16年4月に事業認可

[事業主体]

- ・いずれも湯沢市

[施設の種類]

- ・公共下水道、合併処理浄化槽（市町村設置型及び個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 湯沢市の区域のうち稲川地区の大館・久保・野村・大谷地域及び雄勝地区の院内地域
- ・合併処理浄化槽（市町村設置型） 湯沢市の区域のうち稲川地区及び皆瀬地区の地域
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 湯沢市の区域のうち湯沢地区及び雄勝地区の地域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・合併処理浄化槽（市町村設置型） 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim \phi 300$ L=24, 535m
マンホールポンプ 9ヶ所
処理場 1, 700 m³/日
処理場 700 m³/日
- ・合併処理浄化槽（市町村設置型）
 - 5人槽 147基（17年度15基、18年度33基、19年度33基、20年度35基、21年度31基）
 - 7人槽 777基（17年度30基、18年度187基、19年度187基、20年度194基、21年度179基）
 - 10人槽 1基（20年度1基）
- ・合併処理浄化槽（個人設置型）
 - 5人槽 120基（18年度30基、19年度30基、20年度30基、21年度30基）
 - 7人槽 310基（17年度30基、18年度70基、19年度70基、20年度70基、21年度70基）
 - 10人槽 20基（18年度5基、19年度5基、20年度5基、21年度5基）

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 2, 599人
- ・合併処理浄化槽（市町村設置型） 3, 942人
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 1, 440人

[事業費]

- ・ 公共下水道
 - 事業費 4,995,766 千円（うち、交付金 2,583,400 千円）
 - 単独事業費 349,313 千円
- ・ 合併処理浄化槽（市町村設置型）
 - 事業費 991,233 千円（うち、交付金 330,411 千円）
 - 単独事業費 14,900 千円
- ・ 合併処理浄化槽（個人設置型）
 - 事業費 194,400 千円（うち、交付金 64,800 千円）
- 合計
 - 事業費 6,181,399 千円（うち、交付金 2,978,611 千円）
 - 単独事業費 364,213 千円

5-3 その他の事業

- ・ 森林病虫害等防除事業

当該地区の松くい虫防除対策事業を重点的に実施し、健全な松林の保全を強化する。
- ・ 燦ランド整備事業

日本でも有数規模のダリア園・栗園周辺の散策路及び駐車場等を整備し、観光客へのサービスを向上させ更なる集客を図る。
- ・ 県単道路改築工事

県道 稲庭関口線の道路改良事業により直結する山院線のアクセスを強化する。
- ・ 観光マスタープラン策定事業

温泉や自然景観、地場産業、伝統行事等を連携し、観光客の地域内滞留時間の増大を目的とした計画を策定する。
- ・ 地場産品直売所建設事業

道の駅「小町の郷」敷地内に直売所を建設し、観光客等に地域内産品を販売する。
- ・ 親水イベント助成事業

市民団体による「いわなつかみ大会」、「釣士会」等に対し助成を行い水に親しむ心を醸成する。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状

況の把握、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

〔該当なし〕